

盛岡地方振興局長告示第 75 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条第 3 項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 19 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------|----------------------|------------------|
| 0372101212 | デイサービス養生の里 | 岩手郡滝沢村大釜字風林 42 番 5 号 | 平成 19 年 4 月 30 日 |